

(仮称) 飛鳥川防災ステーションの一部における目的外利用事業者募集仕様書

1. 事業の概要

事業名 (仮称) 飛鳥川防災ステーションの一部における目的外利用事業者募集
協定期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
協定内容 行政財産の目的外利用

2. (仮称) 飛鳥川防災ステーションの概要

(1) 所在地及び施設の概要

- ①名称：(仮称) 飛鳥川防災ステーション
- ②所在地：奈良県磯城郡田原本町大字金剛寺58番地の2
- ③交通：近鉄橿原線田原本駅から徒歩約30分
- ④施設規模等
 - (ア) 延床面積約1,005㎡、内備蓄品収容部は約130㎡ (別添平面図参照)
 - (イ) 構造鉄筋コンクリート造 新耐震
 - (ウ) 開館昭和59年4月竣工

⑤設備等

設備の名称	容量・機能等
給水	あり
下水	公共下水に接続済み
都市ガス、LPガス	なし
電気	動力電力：(200V) 電灯容量：(100V)
空調	アリーナ内：なし 事務所内：あり
電話	なし(廃止済み)
防火設備	自動火災報知設備あり

3. 営業内容に関する条件等

(1) 運営について

(仮称) 飛鳥川防災ステーション(以下、「本件施設」という。)は、災害時に必要な備蓄品を収容しておく施設です。また災害時には、指定避難所としての役割を果たす必要がある為、平常時の利用においても、災害発生時には速やかに原状回復し本来用途で使用できるよう配慮した提案とすること。

(2) 営業日

営業日を企画提案すること。

(3) 営業時間

営業時間を企画提案すること。

(4) 事業内容

(仮称)ともぱ!たわらもとに隣接する立地特性を踏まえ、事業内容や外観、動線、安全対策等が周辺環境と調和するよう配慮した提案を行うこと。公園利用者に不安や不快感を与えない運営計画とし、騒音・臭気・交通量の増加などの影響を最小限とする方策を明示すること。

(5) 地域貢献

本件施設の利用にあたっては、地域社会への貢献を重視するものとし、地域行事への協力、防災啓発活動の実施、公園利用者を対象とした体験イベントの開催、子どもや高齢者を対象とした見守りの取組など、地域の活性化や安全性向上に寄与する内容を具体的に提案すること。

(5) 災害発生時の対応

災害発生時の対応について企画提案すること。

(6) 人員配置、日常点検及び清掃

①甲種防火管理者を適切に配置すること。

②本件施設において、定期的に見回りを行い、異常が発見された場合、町に報告を行うこと。

③本件施設が、公の施設であることを意識し、定期的に清掃を行うこと。

4. 使用料・光熱水費に関する条件

(1) 使用料は、本募集要項の「様式第10号使用料提案書」により提案された月額（消費税相当額を含む）とします。

(2) 使用料は、別途町が指定する方法により、期限までに納付してください。

(3) 使用料とは別に、電気料金及び上下水道料金を、町が指定する方法により期限までに納付してください。

5. 保証金に関する条件

(1) 保証金の額および納付

本募集要項の「様式第10号使用料提案書」により提案された使用料の6ヵ月分の額を、協定保証金として納付しなければならないものとします。支払いは、町が発行する納入通知書により、納入期限までに納付してください。

(2) 保証金の充当

保証金は、使用料及び光熱水費に未納や遅延があった場合、これを充当するほか、一切の損害補償に充当します。また、保証金に不足が生じたときは、その不足額を追納してください。

(3) 保証金の還付

保証金は、「本件施設」を原状に回復した後に還付します。ただし、町の査定により原状回復が

不完全な場合は、保証金を充当します。なお、保証金に利息は付けません。

6. 行政財産の目的外利用申請・解除

候補者は、行政財産の目的外利用申請を行うものとします。この申請に基づく許可は、期間の満了により使用は終了しますので、期間の満了の日までに本件施設を明け渡さなければなりません。

なお候補者が使用期間内に使用を終了するときは、書面をもって3ヵ月前までに町に通知するものとします。

7. 目的外使用及び転貸・再委託等の禁止

使用する財産について、指定された用途若しくは目的以外に使用することは禁止します。また、協定に基づく権利の一部又は全部を他の者に転貸し、譲渡し、担保に供し、又は営業を委託することは禁止します。

8. 原状回復義務

協定期間が満了したとき又は協定が解除されたときは、本件施設を自己の負担で原状回復し、町が指定する期日までに引き渡さなければならないものとします。

ただし、町が特に承諾したときは、この限りではありません。

期日までに原状回復の義務を履行しないときは、町が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを候補者に請求することができるものとします。この場合、候補者は町に対し、何らの異議を申し立てることができません。

9. 損害賠償

(1) 候補者が、本件施設の使用に当たり町又は第三者に損害を与えた場合は、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければならないものとします。

(2) 候補者がその責めに帰する理由により、本件施設の一部又は全部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を町に支払うものとします。

ただし、候補者が自己の負担で本件施設を原状に回復した場合は、この限りではありません。

10. その他の条件

(1) 町の指定する日から営業を開始してください。

(2) 営業に必要な関係法令等に基づく資格取得や許認可等は、候補者が自己負担で行ってください。

(3) 通路上等に看板や案内等を設置する場合は、町と事前協議し承認を得てください。

(4) 本件施設の施錠管理は町から指示を受けた方法でお願いします。

(5) 本町の公共施設の敷地、建物内は全面禁煙のため、本件施設も全面禁煙とし、利用者に対

する禁煙表示を行ってください。また火気の仕様についても禁止とします。

(6) 本件施設内は、土足厳禁とします。施設内では、トイレ内とそれ以外で履物を分けて使用してください。

(7) 停電等の設備点検、防災訓練や感染対策等、町の運営上必要な事項に対する要請があった場合は、全面的に協力をお願いします。

(8) 本件施設の運営上の必要性から、取扱商品やサービス等について町から依頼された事項については、真摯に対応してください。

(9) 運営に当たっては、ノーマライゼーションに配慮した運営としてください。

(10) 事業撤退の際は、次の候補者への引き継ぎに全面的に協力してください。

(11) 駐車場の利用台数については、別途協議とします。

(12) その他営業に際し必要な事項が発生した場合は、町と協議してください。